

小野町火葬場「おの悠苑」のご案内

ご使用申し込み方法

- ① おの悠苑の使用予約は使用する前日までに行ってください。
- ② 火葬までに「死体火葬許可証」の交付を受けてください。
- ③ おの悠苑の使用の際は、下記時間内に役場町民生活課で使用申請と火葬場使用料を納入のうえ「斎場利用許可証」の交付を受けてください。

<平日(土・日曜日、祝日及び12/29~1/3を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで>

火葬当日の注意事項

- ① 出棺前には必ずドライアイスを取り除いてください。
- ② 火葬場（おの悠苑）に到着したら、「死体火葬許可証」及び「斎場利用許可証」をおの悠苑の係員にご提示ください。
- ③ 棺の中には、次のようなものを絶対に入れないでください。

プラスチック・ビニール製品、びん・陶磁器類・金属類・厚手の布団、毛布類・ぬいぐるみ・まくら・果物・マットレス・爆発性物質・ガラス繊維製品・補装具（義手・義足類）・多量の食べ物・多量の本・スニーカー・革靴・サンダル等（着物、帯、スーツ等は2着まで）

また、死亡者がペースメーカーを使用していた場合は、事前に係員にお知らせください。

※これらの物が入ったまま火葬しますと、お骨に異物が付着したり、火葬炉を破損する原因になりますので、十分ご注意ください。

火葬当日持参するもの

- ① 「死体火葬許可証」及び「斎場利用許可証」
- ② 位牌・霊璽
- ③ 遺影
- ④ 遺骨壺
- ⑤ その他必要なものについては、葬儀事業者とご相談ください。

お問い合わせは

◆ 小野町役場 町民生活課

〒963-3492 田村郡小野町大字小野新町字館廻 92

電話 0247-72-6933 FAX 0247-72-3121

◆ 小野町火葬場「おの悠苑」

〒963-3401 田村郡小野町大字小野新町字馬番 21 番地 1

電話・FAX 0247-72-6611

休 場 日 1月1日~3日 原則として「友引の日」

使用時間 午前9時~午後5時



火葬時間

午 前		午 後	
午前9時	午前9時30分	午後1時30分	午後2時

待合室の使用

- ① 火葬時、待合室（和室1室）をご用意いたします。収骨までの待ち時間にご利用いただけますが、指定以外の待合室（和室）のご利用はご遠慮ください。
- ② 待合室では軽食等の飲食は可能ですが、忌中払い等の飲食はご遠慮ください。
- ③ 喫煙は待合ロビーの外の喫煙所をご利用ください。それ以外は敷地内・全施設禁煙です。
- ④ 「お茶の葉」のご準備は使用者にてお願いします。また「ごみ」は必ずお持ち帰りください。
- ⑤ 火葬に要する時間は約1時間から1時間30分ほどかかります。収骨の準備が整いましたら、館内放送でご案内します。

その他の注意事項

- ① おの悠苑内では、係員の指示に従ってください。
- ② 火葬炉室及び機械室は立入禁止となっております。
- ③ 係員に対する心付け（チップ）謝礼等は固くご遠慮いたします。
- ④ ご不明な点は、係員にお問い合わせください。

おの悠苑の使用料

区 分	小野町住民	その他の住民	摘 要
12歳以上	20,000円	80,000円	1体
12歳未満	12,000円	48,000円	1体
死胎及び肢体	8,000円	32,000円	1胎・1肢体

小野町火葬場

「おの悠苑」位置図

電話番号 0247-72-6611

マップコード

[300 463 013 * 24]

